

笈ヶ島市内市有地
売却のご案内
令和5年8月～



お問い合わせ

燕市役所用地管財課用地活用推進室

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地
電話：0256-77-8271（直通）
FAX：0256-92-2112
E-mail：kanzai@city.tsubame.lg.jp

- 物件の概要

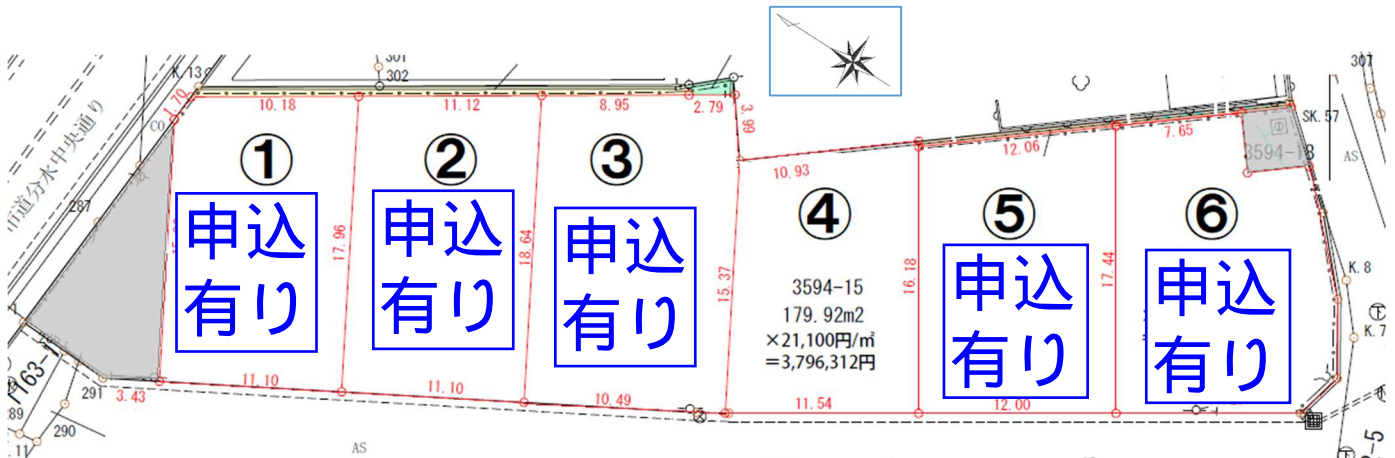
※詳細は物件調書をご確認ください。

物件番号	地番・地積	土地単価・土地価格
物件番号①	申込有り	
物件番号②	申込有り	
物件番号③	申込有り	
物件番号④	笈ヶ島字下興野裏 3594 番 15 179.92 平方メートル	21,100 円/平方メートル 3,796,312 円
物件番号⑤	申込有り	
物件番号⑥	申込有り	

- 物件位置図



- 区画図



- 募集日程

令和5年8月1日から先着順で受付

- 申込み方法

「筈ヶ島地内市有地買受の申込書」に必要事項を記入し、希望の区画を1つ選び提出してください。2区画以上の申し込みについてはご相談ください。

窓口：市役所3階7番窓口 平日8時30分～17時

郵送：〒959-0295 燕市吉田西太田1934 燕市用地管財課用地活用推進室

メール：kanzai@city.tsubame.lg.jp

メール送信後、念のためお電話でご連絡ください。

※記載された申込者と契約します。後から変更は認めませんのでご注意ください。共有で契約する場合、全ての方を記載してください。

- 申込み資格

申込者は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

1. 売買代金の支払いができる者
2. 成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者でない者
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない者及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと

- 買主の決定

宅地区画ごとに買主を決定します。買主には払い下げ承認通知書を交付します。

- 売買契約

払い下げ承認通知を受けた人（買主）は、指定日（承認通知の日から 30 日以内）までに契約を締結していただきます。買主は、土地売買契約書の内容を遵守しなければなりません。

売買契約に要する諸費用は、買主の負担です。

- 所有権移転登記

土地代金の入金および必要書類の提出後、市が所有権移転登記を行います。登記にかかる登録免許税は買主の負担です。

- その他

物件は現状有姿で引き渡します。必ず現地を確認してください。

物件は画地中央部の試掘調査を行っていますので調査結果をご確認ください。

また、今後、埋設物調査、土壌汚染及び地盤に関する調査を市では行わないほか、同調査費用の請求、埋設物の撤去費用の請求、土地利用に支障が生じたことに関する損害賠償請求等には応じられません。

- 燕市移住家族支援事業・燕市まちなか居住支援事業

土地購入後、住宅を新築するときは「燕市移住家族支援事業・燕市まちなか居住支援事業」の補助が受けられる場合があります。詳しい制度の概要は 燕市都市計画課都市計画係（市役所 2 階 16 番窓口）0256-77-8263 までお問い合わせください。